

稚内市一般廃棄物処理基本計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

○募集期間 令和2年1月30日（木）から令和2年2月13日（木）まで

○意見提出者 1名

○意見件数 17件

No.	ご意見の概要	回 答
1	<p>○計画の期間</p> <p>稚内市の一般廃棄物処理基本計画及び生活排水処理計画は平成27年に計画期間を平成27年度から平成41年度の15年間とする現在の計画を策定しており、本年度はその前期5年間が終了し、中期に向かうための見直し期間であるはずですが。</p> <p>にも拘らず、なぜ計画の見直しではなく、前計画を廃止し、新たに令和2年度を初年度とする計画を策定するのか、その理由が1ページの策定の趣旨からは理解できません。</p> <p>ごみの削減目標を大きく変更したことが理由だとしても、それだけで新たな計画を策定する理由にはならないのではないかと考えます。</p>	<p>本市では、平成7年度に最初の稚内市一般廃棄物処理基本計画を策定、計画期間を15年間とし、概ね5年毎に数値目標や目標に向けた方策の見直しを行ってまいりました。本計画においてもこれまで同様に令和2年度から15年間の計画を策定しました。</p>
2	<p>○策定期間等</p> <p>一般廃棄物処理基本計画は、稚内市の一般廃棄物及び生活排水に関する最上位計画であり、法に定められた策定義務を有する計画であることは言うまでもなく、そのような意味から稚内市議会も当該計画については議決を要する重要な計画と位置付けているものと考えます。</p> <p>本計画は50ページに記載のとおり、市ばかりでなく市民や事業者にも一定の規制を課すものです。</p> <p>本計画が現計画における中間見直しであるならば理解しますが、新たに15年間の計画を策定し進めるのであれば、当然、策定後に当該計画の市民周知を図り、その上で施行すべきと考えますが、そのような手続きを取らず3月に策定し翌月から施行し、市民に規制を課すというのは余</p>	<p>本計画は規制を課すものではなく、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために策定するものです。また、計画については、広報等への掲載や広報活動、関係団体への情報提供により、市民、排出事業者、廃棄物処理事業者等へ広く周知してまいります。</p>

	<p>りに問題があるのではないのでしょうか？</p> <p>行政ばかりでなく、市民、事業者の協力を得るのであれば、計画の施行にあたっては、丁寧な説明をし、しかるべき周知期間を経てから施行すべきであり、そのことが稚内市が掲げる市民との協働のまちづくりではないのでしょうか？</p> <p>また、新たな計画の策定が完了していないということは、令和2年度の予算は改定前の計画に基づいているはずですが、本当に危機感がありそのことで新たな計画をスタートするのであれば、新たな計画に基づく予算を組み速やかな施策展開を図るべきと考えます。</p>	
3	<p>○ごみ排出量の削減</p> <p>現在のごみ処理計画の目標が全道・全国平均を大きく超える 1,246 g/人・日（平成 31 年度）であることに対して、目標を 900 g/人・日としたことは評価ができるものと考えます。</p> <p>しかしながら、43 ページ以降の推進方針を見ると、食品ロス対策に関する記載が加わっただけで、他の施策は、現在の計画と何ら変わりありません。</p> <p>現在の計画の施策を進めてきた結果が、そもそも環境都市を標榜する稚内市としては疑問な目標であった「1,246 g/人・日」を達成するどころか、5年間一度も下回らず、挙句、平成 30 年には「1,331 g/人・日」と約 100 g/人・日、年間にすると一人当たり 36 kg 超という結果となっているのではないのでしょうか？</p> <p>このことから現状の施策を続ける限り、到底目標をクリアーすることなどできないと判断されますが、現状の取組みの継続で目標が達成できるとの根拠はどこにあるのでしょうか？</p> <p>目標達成のためには、より効果的で新たな取組みが必要と考えます。</p>	<p>本計画で定める推進方策を基に、具体的な施策を盛り込んだ実施計画を作成し、実行、進捗状況の評価、改善を行い、稚内市廃棄物減量等推進審議会に諮り、本計画の確実な達成を目指してまいります。</p>

4	<p>○ごみ処理の有料化</p> <p>一般ごみ・生ごみの有料処理は、一般ごみが平成21年、生ごみは分別が開始された平成23年から行われていますが、有料化に対して手数料の見直しを行うということは、現在、無料の資源物の処理を有料化するというのでしょうか？</p> <p>単に一般ごみ・生ごみの手数料の見直しであれば「有料化」というタイトルは疑問です。</p>	<p>本計画で定める、稚内市が処理する廃棄物について、今後の動向によりごみ処理手数料の全体的な見直しを検討いたします。</p>
5	<p>○ごみ処理の有料化</p> <p>先の市議会常任委員会で、生ごみの手数料を低減すべきとの意見が出されたと聞きましたが、減量化に逆行する意見であり驚きを禁じ得ません。</p> <p>これまで市は、負担の引き上げによる削減効果について承知していながらも、市民を信じて懲罰的な導入を避けてきたものと考えますが、高い目標の達成のためには性善説によるばかりではない対応が必要な時期に来ているのではないのでしょうか？</p> <p>その意味では、後段2行の減量困難世帯に対する支援も単に継続（まして拡大）ではなく、再検討すべき時期に来ているのではないのでしょうか？</p>	<p>No.4を参照してください。</p>
6	<p>○生ごみ等のバイオマスの直接埋立の廃止</p> <p>「生ごみ等の有機性廃棄物」とは何を指すのでしょうか？</p> <p>58ページの最終処分計画においては、有機性廃棄物である中間処理残さ、汚泥、動植物性残さは最終処分場に埋立処分するとしていることと整合が取れていないのではないのでしょうか？</p>	<p>「生ごみ等の有機性廃棄物」は、生ごみ、廃食用油、紙類、下水汚泥、水産廃棄物を指し、これらの直接埋立の廃止を推進することについて、ごみの適正処理の推進のための行動として掲げております。なお、本市においては、稚内市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則において、汚泥、動植物性残さを市の処理する産業廃棄物として定めています。</p>
7	<p>○ごみ出しルールの徹底</p> <p>現在、市ではパトロール員を雇用し、記載のとおり各町内会が設置・管理するゴミステーションのパトロールを行っています。</p>	<p>ごみ分別品目の拡大や収集方式の変更時には、市民サービスの向上及び収集運搬効率を勘案して、収集運搬体制の見直しを行います。</p>

	<p>不適切な分別により排出されたごみについては、警告シールを添付し、収集を行わない措置を取っているようですが、その効果については疑問です。</p> <p>そもそもステーションに収集しないごみを放置しても、困るのは当該ステーションを管理する担当者であり、実際に排出した市民は何らのダメージも受けないことから、繰り返し不適切な分別での排出が行われているのではないのでしょうか？</p> <p>地域環境保全の推進の必要性はそのとおりですので、記名排出の導入やステーション収取から戸別収集への転換など、大幅な方針転換が必要な時期に来ているのではないのでしょうか？</p>	
8	<p>○漂着ごみ対策</p> <p>漂着ごみに関しては、最終的には市が対応せざるを得ないことは理解しますが、記載では海岸漂着物処理推進法における海岸管理者の責任を問わず、市が処理を行うというようにしか解釈できません。</p> <p>あくまでも海岸管理者の責任の下で、市が補完的役割を担うとの記載にすべきと考えます。</p> <p>そもそも海岸管理者（主として北海道）の責任を問わずに、何を北海道や関係機関と連携するのでしょうか？</p>	<p>「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、必要に応じて海岸管理者等に協力いたします。</p>
9	<p>○観光ごみ対策</p> <p>観光客に対して協力を求めただけで、成果が得られるのでしょうか？</p> <p>本計画全体に言えることですが、対象者としての市民、事業者、観光客などに関して、あくまでも性善説に立って、「努力します。」「協力を求めます。」などとされ、具体的な対応策が示されていません。</p> <p>現状を踏まえ、抜本的な改革を行うためには、「性善説に立った対応は、何らの成果も得られない」との考え方に立っての対応が必要な時期</p>	<p>No.3を参照してください。</p>

	<p>に来ているのではないのでしょうか？（計画全体に言えることです。）</p>	
10	<p>○生活弱者への対応</p> <p>核家族化や高齢化等により、ゴミステーションまでもごみを出せない「ごみ出し困難世帯」が発生しています。</p> <p>ごみ出し困難世帯を放置することは、当該者の生活環境の悪化はもとより、いわゆる「ごみ屋敷」につながった場合は、地域環境全体へと影響することも考えられます。</p> <p>これから検討ではなく、早急な対応を図るべく具体的な内容を示すべきと考えます。</p>	<p>No.3を参照してください。</p>
11	<p>○資源ごみの中間処理</p> <p>リサイクルセンターの老朽化は、現計画でもうたわれており、その整備は急務と考えますが、再び「施設更新等の検討」に後退するのはなぜなのでしょう？</p>	<p>平成30年度からリサイクルセンター施設の更新に向けた基本設計に着手しており、今後、この基本設計の結果をベースとして、施設の更新内容等について検討を進めてまいります。</p>
12	<p>○廃棄物減量等推進員</p> <p>廃棄物減量等推進員は、「廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第9条に規定され、当初は、「市と市民をつなぐパイプ役」という位置づけで委嘱をおこなっていましたが、現在は必ずしもそうならない状況にあると認識しています。</p> <p>推進員の役割や権限、市の支援体制や地域（町内会）の衛生担当（衛生部）との関係等、再検討すべき時期にきているのではないのでしょうか？</p>	<p>No.3を参照してください。</p>
13	<p>○「生活排水処理基本計画」第2章基本方針</p> <p>稚内市の生活排水における「し尿処理」に関する目標は、全市の水洗化だと認識しています。</p> <p>下水道法では、下水道処理区域内においては3年以内の接続義務が課されており、違反した者には罰則の規定も設けられています。</p>	<p>生活排水対策を進めるための実施計画を策定し、下水道処理区域内の未接続世帯や事業者、下水道処理区域外のし尿汲み取りや単独処理浄化槽を利用している市民や事業者に対し、聞き取り調査及び指導を実施し、水洗化や浄化槽への転換を進めてまいります。</p>

	<p>また、市に対しては、これら違反者に対して指導等を行うことが義務付けられています。</p> <p>稚内市で下水道の供用が開始され、既に 35 年を迎えようとしている状況下で、未だに下水道接続や水洗化がなされていない状況に対して「市民・事業者・市の役割」には、何らの対応策も示されていません。</p> <p>水洗化の方向に向かわず、し尿汲み取りを何時までも続けることは、ある意味ではきちんと対応している市民の利益を阻害し、無駄な事業の継続となっているのではないのでしょうか？</p> <p>何らかの対応策が必要と考えます。</p>	
14	<p>○その他（計画全体） 1</p> <p>稚内市が平成 31 年 4 月から施行した「第 5 次総合計画」は、第 4 次計画と異なり、実施計画を策定せず、各施策が個別に定める計画にその機能を委ねることとしたものと理解しています。</p> <p>そのような意味では、第 5 次総合計画の下で初めて策定される今回の新計画は、稚内市における一般廃棄物等に関する実施計画であるにも拘らず、具体性が乏しいと言わざるを得ません。</p> <p>もっと具体的な取組み（取組例も含め）を記載すべきと考えます。</p>	No.3 を参照してください。
15	<p>○その他（計画全体） 2</p> <p>稚内市は、第 4 次総合計画において「環境都市わっかない」を標榜し、平成 23 年には「環境都市宣言」を行うほか、全国でも少数の「地球温暖化対策実行計画」を定めている市です。</p> <p>廃棄物処理は環境施策において重要な位置づけにあたる施策であると考えますが、本計画においては、「環境都市わっかない」として一般廃棄物施策がどうあるべきで、どう対応していくかの視点を読み取ることができません。</p>	上位計画である「第 5 次稚内市総合計画」、「第 2 次稚内市環境基本計画」の方向性を踏まえ、稚内市が目指すごみ処理の方向を「循環型社会の形成に向けたさらなる取組みの推進」としています。
16	<p>○その他 3</p> <p>人口減少社会を踏まえ、国はあらゆる分野に広</p>	北海道の「ごみ処理の広域化計画」（平成 9 年 12 月策定）においては、市町村の意向や人口規模等を参

	<p>域化や自治体間連携を求めており、そのことは廃棄物や下水道行政においても例外ではありません。</p> <p>現計画では一般廃棄物については、「広域連携」としてその検討が記載されていますが、本計画では一切の記載がなくなっています。</p> <p>広域連携や自治体間連携の検討は、人口減少の中では必須と考えますが、稚内市はこれから15年間このことに対して何らの検討も行わないとの考え方なのでしょうか？</p> <p>定住自立圏協定でも地域環境圏の構築がうたわれており、宗谷圏の中心市として、その検討すらも放棄することには疑問です。</p>	<p>考に示された32ブロックが設定され、本市においては単独のブロックとなっています。</p> <p>また、平成22年度から環境省が主体となり「宗谷地区地域循環圏検討協議会」が設置され検討してきましたが、周辺自治体では、既に広域処理が行われていることや、処理費や運送費等のコスト面の問題からも実現されなかった経緯があります。</p> <p>今後において広域化の検討を要する場合は、本計画の見直しをいたします。</p>
17	<p>○総括</p> <p>今回パブリックコメントに付された新たな一般廃棄物処理基本計画に関しては、前述したとおり、新たな計画としては策定期等や現計画を廃止してまで新たな計画が必要かという点などにおいて、大きな疑問や問題があるものと考えます。</p> <p>一方、その内容は、新たな計画と呼ぶには程遠い、現計画と何ら変わらない内容となっています。</p> <p>これらのことから、今回の改定は新たな計画の策定ではなく、必要な修正を行った上での現計画の中間見直しとすべきと考えます。</p>	<p>No.1を参照してください。</p>

※本計画の内容以外に対するご意見につきましては、回答を控えさせていただきます。